

# 報 道 資 料

平成28年10月7日  
景観・環境局 廃棄物対策課  
一般廃棄物係  
主 幹 野 田 (内線 3381)  
係 長 植 谷 (内線 3379)  
電話番号 (0742)27-8746

## 葛城市ごみ処理施設における大阪湾フェニックス 搬入廃棄物のヒ素又はその化合物基準超過検出について

葛城市ごみ処理施設から大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックスセンター）へ搬入されたばいじん処理物をフェニックスセンターが埋め立て前に検査したところ、同センターの廃棄物受入判定基準に定められているヒ素又はその化合物濃度の基準値を超える数値が検出されました。経緯等は、以下に記載のとおりです。

（ヒ素又はその化合物測定値 0.75mg/L ※基準値 0.3 mg/L）

### 概 要

（1）施設名 葛城市新庄クリーンセンター（奈良県葛城市笛堂 282 番地）

### （2）経緯

平成 28 年 9 月 5 日 ・フェニックスセンターにて葛城市搬入のばいじん処理物より抜き取り検査を実施。

9 月 14 日 ・公定法による分析調査の結果、基準値超過（0.75mg/L）が判明。  
・フェニックスセンターが葛城市からのばいじん処理物の搬入停止措置をとる旨を県に連絡すると共に葛城市への指導を依頼。  
・葛城市がばいじん処理物のフェニックスセンターへの搬入を停止。

9 月 21 日 ・県から葛城市に対して、改善報告書徴収と施設への立入調査の実施について通知。

9 月 23 日 ・県が立入調査を実施。  
葛城市が 9/14 に検査を実施した、施設内にあったはいじん処理物、焼却灰、ごみピット内汚水の検査結果からヒ素又はその化合物の測定値が基準値内であったことを確認。  
搬入停止中のばいじん処理物等の保管状況の確認、今回の超過原因及び今後の改善対策等について事情聴取。

### （3）県の対応

・現在、葛城市に対して、原因究明及び再発防止策等について早急に報告するように求めているところであり、必要な指導・助言を行う。

※なお、これまで、①県内他施設からフェニックスセンターへ搬入時に必要な分析検査（平成 27 年 4 月～：年 4 回、それ以前：年 1 回）、②県内各市町村ごみ処理施設のヒ素又はその化合物の検査結果は、施設立入確認時（直近実施平成 27 年度）において、全て基準値内であることが確認されている。